



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

588 道路の供用開始	(道路保全課) . . . . . 1
589 境界地の道路の管理及び費用負担に関する協定	( " ) . . . . . 1

## 告 示

### 和歌山県告示第588号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年5月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 一般国道

路線名 371号

供用開始の区間 橋本市柱本字紀伊見906番地先から同市柱本字西ノ谷223番4地先まで

供用開始の期日 令和6年6月2日

### 和歌山県告示第589号

道路法（昭和27年法律第180号）第19条第1項及び第54条第1項の規定により、大阪府と和歌山県の境界地に係る一般国道371号天見紀見トンネルの管理及び費用負担について、大阪府知事と令和6年5月30日付で協議が成立したので、同法第19条第5項の規定により次のとおり告示する。

令和6年5月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

境界地の道路の管理及び費用負担に関する協定書

道路管理者 大阪府（以下「甲」という。）と道路管理者 和歌山県（以下「乙」という。）とは、道路法（昭和27年法律第180号）第19条第1項及び第54条第1項の規定に基づき、大阪府と和歌山県の境界に係る一般国道371号天見紀見トンネル（以下「天見紀見トンネル」という。）の管理及び費用負担について、次のとおり協定を締結する。

(協定道路)

第1条 この協定の対象となる道路は、次のとおりとする。

路線名 一般国道371号

区間 大阪府河内長野市天見から和歌山県橋本市柱本まで

(天見紀見トンネル：大阪府側坑口から和歌山県側坑口まで)

延長 2,105.00メートル

うち 甲に属する区間の延長 1,373.50メートル (65.25%)

うち 乙に属する区間の延長 731.50メートル (34.75%)

境界 天見紀見トンネル内、府県境

2 前項の「天見紀見トンネル」には、道路、トンネル及びこれらを保全するために設けられた付属施設・工作物を含む。

(権限代行)

第2条 前条の区間 (以下単に「区間」という。) の管理は、甲が行う。この場合において、区間のうち、乙に属するものについては道路法第27条第4項の規定により、甲が乙の権限を代行し、道路法施行令 (昭和27年政令第479号) 第5条の規定により協議して定める権限は、次に掲げるもの以外のものとする。

- (1) 道路法第24条、第32条から第41条まで及び第47条から第47条の14までの規定による権限
- (2) 前号に規定する権限に係る道路法第71条から第73条までの規定によるもの
- (3) 区間に係る災害復旧事業。ただし、境界をまたぐものは、甲乙の事前の協議によるものとする。

(費用の負担)

第3条 区間の維持、修繕に要する費用 (以下「維持管理費」という。) の甲及び乙の負担の割合は、第1条の延長の割合とする。ただし、甲又は乙にのみ属する部分に係る維持管理費は、甲又は乙が負担する。

- 2 甲は、毎会計年度開始前に、前項に規定する維持管理費の乙の負担額を、乙に通知する。
- 3 乙は、甲の請求により、前項に規定する通知に係る負担額の2分の1の額 (次項において「予納額」という。) を年度当初に納入する。
- 4 乙は、甲が確定し、乙に通知する維持管理費に係る乙の負担額と予納額との差額を、甲の請求により、出納整理期間中に納入する。
- 5 第2項に規定する通知に係る維持管理費のほかに費用を要する場合は、甲は、あらかじめ乙に協議する。

(協議事項)

第4条 甲又は乙が区間において工事を施工しようとする場合は、甲又は乙は、当該工事の内容その他必要な事項について、その都度事前に協議するものとする。ただし、トンネル照明の交換、保守点検その他軽易なもの及び緊急時の道路啓開その他緊急性の高いものについては除く。

(道路の区域、供用開廢の資料提供)

第5条 乙は、区間において道路の区域変更及び供用の開廢を行う場合、甲に事前に連絡を行うとともに、公示後、表示図の写しを甲へ提供するものとする。

(道路台帳)

第6条 乙は、区間に係る道路台帳を調製した場合、甲にその写しを提供するものとする。

(通行制限)

第7条 甲は、道路法第46条の規定により区間に係る通行の禁止又は制限を行った場合は、その都度乙に通知する。

(協定の効力)

第8条 この協定は、区間が供用開始されたときからその効力を生ずる。

(疑義等の決定)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和6年5月30日

甲 道路管理者 大阪府  
代表者 大阪府知事 吉村洋文  
乙 道路管理者 和歌山県  
代表者 和歌山県知事 岸本周平